

第5章 計画の推進に向けて

1 都における総合的な取組

少子高齢化の進行や変化する社会経済情勢に起因する様々な課題に対応していくため、行政による公的住宅等の直接供給や補助金による促進などの財政的な措置によるのみでなく、多様な政策手段を総合的に講じることにより、効果的な住宅施策を重点的・集中的に実施していきます。

条例制定等を含めた新たなルール整備などの規制強化や必要に応じた規制緩和などを通じて、都民や住宅関連事業者等が行う住宅の供給・維持・管理・更新・再生を適切な方向に誘導していきます。

2 区市町村や国との連携

地域の住宅政策の推進に当たっては、福祉施策やまちづくり施策の中心的担い手である区市町村の役割が重要です。都と区市町村は、役割を適切に分担し、密接に連携しながら、それぞれが担うべき領域において主体的に施策の推進に取り組んでいく必要があります。

都は、広域自治体として、都全域に共通する制度基盤の整備等を担うとともに、区市町村に対する補完機能及び調整機能を果たしていきます。

また、東京都地域住宅計画協議会等を通じて区市町村との連携を強化するとともに、地域の特性に応じた区市町村の主体的な取組を支援し、協働して地域の住宅政策に取り組みます。

区市町村は、基礎的自治体として、公営住宅の供給などの住宅セーフティネットをはじめとする住宅政策において中心的な役割を果たすことが期待されます。地域の特性に応じた施策を着実に推進するため、住まいづくり・まちづくりの方針・計画の策定等により方向性を示しつつ、地域住民や地元の事業者と連携を図りながら、効果的・効率的に取り組んでいくことが求められます。

また、住宅政策を総合的、計画的に展開していくため、国との連携・協力を強化していきます。東京における居住の諸問題を解決するためには、国における法制度の整備や税制の改正等を含めた支援強化が不可欠なものも少なくありません。例えば、公営住宅の公平かつ的確な供給や団地の建替えを円滑化するための制度の見直し等について、国の積極的な対応を求めます。

今後も、全国的な枠組の中で施策を展開しているものについては、社会経済状況の変化等に対応し、地域の実情を踏まえながら、適時適切な法制度の整備・見直し等を行うよう、国に対し積極的に提案していきます。

3 多様な主体との連携

施策の推進のためには、行政はもちろんのこと、都民、住宅関連事業者、NPO等の各主体が、それぞれの役割を果たしつつ、連携していくことが必要です。

都民には、自らの良質な住宅の確保と地域の良好な住環境の形成のため、住まいや住生活に関する幅広い知識を身につけていくことや、地域の住まいづくり・まちづくりに主体的に参画し、取り組むことを求めます。

住宅関連事業者には、市場におけるサービス提供の主要な担い手として、良質な住宅の供給、良好な住環境の形成、住宅に係る公正な取引の推進等を通じ、健全な市場の形成に努めることを求めます。

社会福祉法人、地域のまちづくり組織、NPO等の住宅・住生活に取り組む各種団体等には、住情報提供や居住関連サービスの提供、高齢者向け住宅の供給、住宅困窮者への支援等の分野において、公共の担い手として、地域で自立して積極的に活動することが望まれます。

都は、こうした都民、住宅関連事業者、各種団体等の取組に対して、区市町村と連携し、政策面での連携・協力を強化していきます。

その際には、まちづくり、福祉、環境、雇用、消費者保護など、住生活に密接に関わる政策分野との緊密な連携を確保していきます。